

## 那智勝浦町人権尊重の社会づくり条例

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の趣旨及び基本的人権の享有と法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、障害者、高齢者等に関する人権問題が多く存在している事実がある。

さらに、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たっては、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、互いに助け合い、他者の人権を尊重することが求められている。

人権尊重の機運が国際的にも高まる中で、私たちはここに、一人ひとりの人権が尊重される豊かな社会の実現に向けて、たゆまぬ努力を傾けることを決意し、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、人権尊重の社会づくりの推進について、町と町民の責務を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

### (町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、那智勝浦町人権・同和行政基本計画に基づき行政のあらゆる分野において、人権尊重の視点を踏まえるとともに、国及び和歌山県との連携を図りながら、必要な施策を積極的に推進するものとする。

### (町民の責務)

第3条 町民は、家庭、地域、学校及び職場等あらゆる場において互いに人権を尊重し、町とともに自らが人権尊重の社会づくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

### (推進体制の充実)

第4条 町は、町民、事業者、公共的団体及び関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりを推進する体制の充実に努める。

### (人権尊重推進委員会)

第5条 人権尊重の社会づくりに関する事項について、幅広く意見を聴くため、那智勝浦町人権尊重推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。